

H7年4月14日  
認可公告

(目的)

第1条 この協定は、本協定地区内における建築物の敷地、位置、構造、用途及び形態に関する基準を定め、住宅地としての良好な環境を、高度に維持増進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この協定における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に定めるところによる。

(名称)

第3条 この協定は、日吉台桜ヶ丘分譲地建築協定と称する。

(協定の締結)

第4条 この協定は、協定区域内の土地所有権者及び建築物の所有を目的とする地上権者又は賃借権を有する者（以下「権利者」という）全員の合意により締結する。

(協定の変更及び廃止)

第5条

- (1) この協定にかかる協定区域、建築物に関する基準、有効期間及び協定違反があった場合の措置を変更しようとするときは、協定者全員の合意によらなければならない。
- (2) この協定を廃止しようとする場合、協定者の過半数の合意によらなければならない。

(協定区域)

第6条 この協定区域は、次のとおりとする。

横浜市港北区高田町字西原2654番  
2669番  
2671番

(建築物の制限)

第7条 前条に定める協定区域内の建築物の敷地、位置、構造、用途及び形態は、次の各号に定める基準によらなければならない。

- (1) 建築物の用途は、一戸建専用住宅又は医院併用住宅で入院設備がなく、かつ、住宅部分が当該医師の生活の本拠となるものであること及びそれらに付属する建築物とする。

ただし、当協定地区の住環境を阻害しないもので、協定運営委員会が横浜市と協議のうえ認めたものについてはこの限りでない。

- (2) 地階を除く階数は、3以下とする。
- (3) 地盤面（日綿実業株式会社から購入時）からの最高の高さは、10メートル、軒の高さは、7メートル以下とする。
- (4) 外壁又は、これに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。ただし、建築基準法施行令第135条の5の規定に適合するものであれば、この限りでない。
- (5) 広告等の類は、設置してはならない。
- (6) 敷地は、165㎡以下の分割はできないものとする。

(有効期間)

#### 第8条

- (1) この協定の有効期間は、市長の認可公告のあった日から10年間とする。ただし、期間満了前に協定者の過半数の申し出がなければこの有効期間は自動的に更新されるものとする。また、違反者の措置に関しては、有効期間満了後も効力を有する。
- (2) この建築協定は、市長の認可公告のあった日以後において、当該建築協定区域の権利者となった者に対しても、その効力があるものとする。

(違反者の措置)

#### 第9条

- (1) 第7条の規定に違反した者のあった場合、第11条に定める委員長は、委員会の決定に基づき、当該権利者に対して工事施工停止を請求し、かつ、文書をもって相当の猶予期間をつけて、当該行為を是正するための必要な措置をとることを請求するものとする。
- (2) 前項の請求があった場合、当該権利者はこれに従わなければならない。

(裁判所への提訴)

#### 第10条

- (1) 前条第1項に規定する請求があった場合において、当該権利者が、その請求に従わないときは、委員長はその強硬履行または、当該権利者の費用をもって第三者にこれを行わせることを裁判所に請求するものとする。

(運営委員会)

#### 第11条

- (1) この協定を運営するため運営委員会を設置する。

(2) 委員会は次の役員で構成する。

委員長	1名
副委員長	1名
委員	5名
会計	1名

(3) 委員は協定者の互選とする。

(4) 委員長は、委員の互選とし、協定運営のための事務運営のための事務を総理し、協定者を代表する。

(5) 副委員長及び会計は、委員の中から委員長が委嘱する。

(6) 副委員長は、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(7) 会計は、委員会の経理に関する業務を処理する。

(委員の任期)

#### 第12条

(1) 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残存任期とする。

(2) 委員は、再任されることができる。

(補則)

第13条 前2項に規定するほか委員会の組織、運営議決の方法等に関し必要な事項は別に定める。

(附則)

#### 第14条

(1) この協定は市長の認可公告のあった日から効力を発する。

(2) この協定書は、これを3部作成し、2部を市長に提出し、1部は協定者が保管する。市長の認可公告があった後、市長に提出した2部のうち、1部を委員長が保管する。